

## 大石田町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	8,012	4,751,652	218,652	830,167	17.5	18.7

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	90	351,024	50,855	126,171	528,050	5,867	5,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## (3) 特記事項

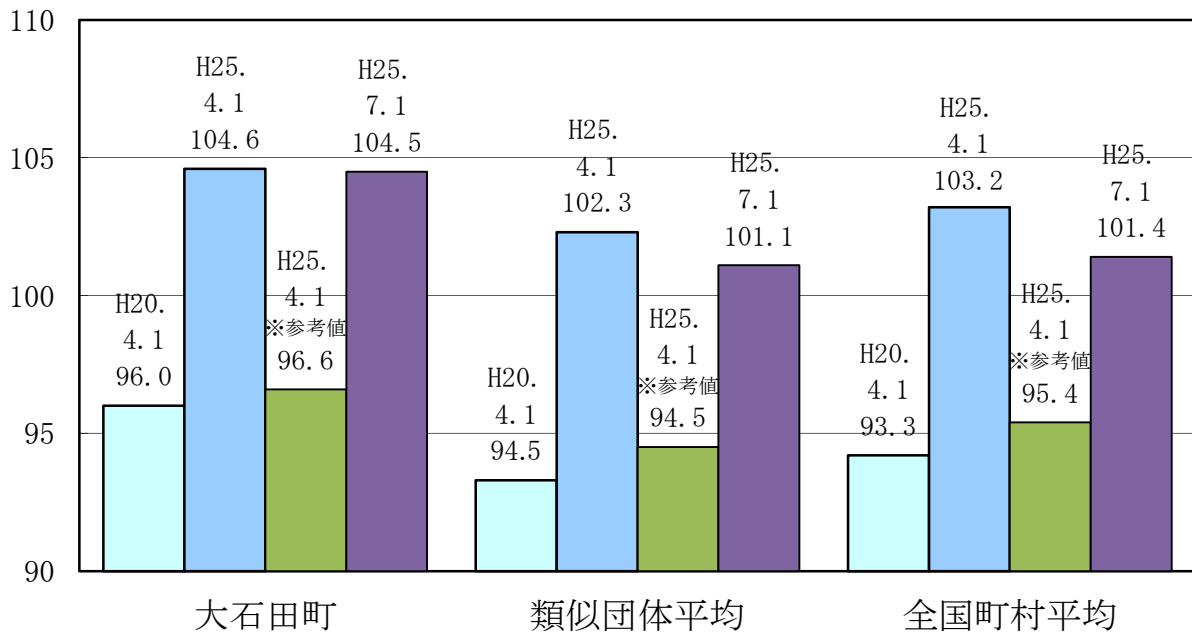
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
平成24年4月1日現在のラスパイレス指数で100を上回る分3.4%を職員一律で減額	平成25年9月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 一律3.4%の減額 「H25.4.1ラスパイレス指数104.6・参考値96.6、減額時点のラスパイレス指数101.0 (手当) 手当については減額を行っていない	

(その他)

- ・特別職報酬の削減  
 町長50%、副町長20%、教育長15%  
 議員報酬（月額）議長△10,000円、副議長△7,000円、議員△5,000円
- ・管理職手当の20%削減

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 職員給与費の状況（普通会計決算）

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円	円	円 ( % )	%	%	千円 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月	月	月 ( % )	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大石田町	41.3 歳	314,200 円	355,208 円	335,103 円
山形県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	(332,446) 円	—	(405,463) 円
類似団体	42.7 歳	313,430 円	354,474 円	337,554 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大石田町	47.3歳	11人	343,800円	369,445円	360,709円	—	—	—	—
うち用務員	44.9歳	2人	332,400円	350,750円	351,800円	用務員	53.7歳	202,700円	1.73
うち自動車運転手	49.2歳	4人	348,300円	393,450円	370,825円	自家用自動車 運転者	52.4歳	247,800円	1.59
うち学校給食員	47.3歳	3人	345,100円	362,600円	361,667円	調理士	42.2歳	211,800円	1.71
山形県	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	(286,850)円	—	(325,400)円	—	—	—	—
類似団体	48.7歳	7人	272,863円	293,942円	284,438円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大石田町	—	—	—
うち用務員	5,609,700円	2,809,400円	2.00
うち自動車運転手	6,213,400円	3,512,800円	1.77
うち学校給食員	5,801,100円	2,879,600円	2.01

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～24年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 人事院・人事委員会の職種別民間給与実態調査は、事業所規模50人以上の民間労働者を対象にしているのに対して、民間企業側の調査資料(賃金センサス)では企業規模10人以上の企業の民間労働者を対象にしている。
- ※ 技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間企業側の調査資料(賃金センサス)は「フルタイムパート労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		大石田町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	138,700 円	135,600 円	—
	中学卒	121,200 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

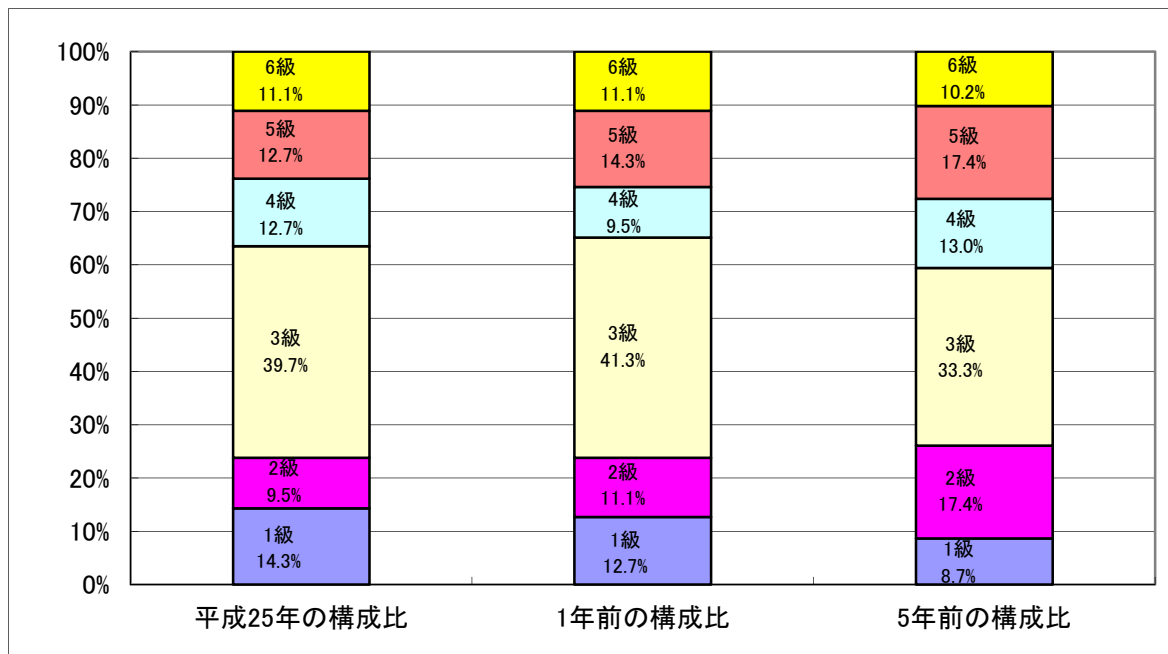
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,700 円	354,600 円	376,300 円	402,000 円
	高校卒	239,100 円	319,900 円	349,300 円	383,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	325,800 円	336,400 円	370,500 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	7 人	11.1 %	320,600 円	424,600 円
5 級	主幹	8 人	12.7 %	289,200 円	402,500 円
4 級	主査、主任	8 人	12.7 %	261,900 円	390,100 円
3 級	主査、主任	25 人	39.7 %	222,900 円	356,400 円
2 級	主事	6 人	9.5 %	185,800 円	309,200 円
1 級	主事、主事補	9 人	14.3 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 大石田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

・地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を昇給日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しているが、人事評価制度は実施していない。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大石田町	山形県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,385 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,531 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.40 )月分 勤勉手当 1.20 月分 ( 0.60 )月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

・人事評価制度は実施していない。

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

大石田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
・退職時特別昇給の状況(勸奨のみ4号)					
1人当たり平均支給額 - 千円 26,739 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（25年4月1日現在）

- ・制度なし

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

- ・制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	24,513 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	275 千円
支給実績（24年度決算）	26,762 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	301 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 一般の扶養親族 6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)、 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		10,919 千円	237,370 円
住居手当	借家 限度額27,000円	同じ		1,817 千円	302,833 円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 23,500円	異なる	現状に合わせた	4,272 千円	79,102 円
管理職手当	給料月額額の100分の8	異なる	財政難	3,222 千円	402,752 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	410,000 円	( 820,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額		
				826,500 円 / 364,500 円		
	副 町 長	508,000 円	( 635,000 円 )	630,000 円 / 265,500 円		
	議 長	300,000 円	( 310,000 円 )	320,000 円 / 200,000 円		
副 議 長	248,000 円	( 255,000 円 )	284,000 円 / 164,000 円			
議 員	235,000 円	( 240,000 円 )	270,000 円 / 145,100 円			
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)				
	副 町 長	給料月額に40%を加算して 2.8 月分				
議 長	副 議 長	(25年度支給割合)				
	議 員	報酬月額に40%を加算して 2.8 月分				
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
		820,000円×在職月数×0.567	22,317,120円	退職時(希望により任 期満了時)		
	副 町 長	635,000円×在職月数×0.331	10,088,880円	退職時(希望により任 期満了時)		
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

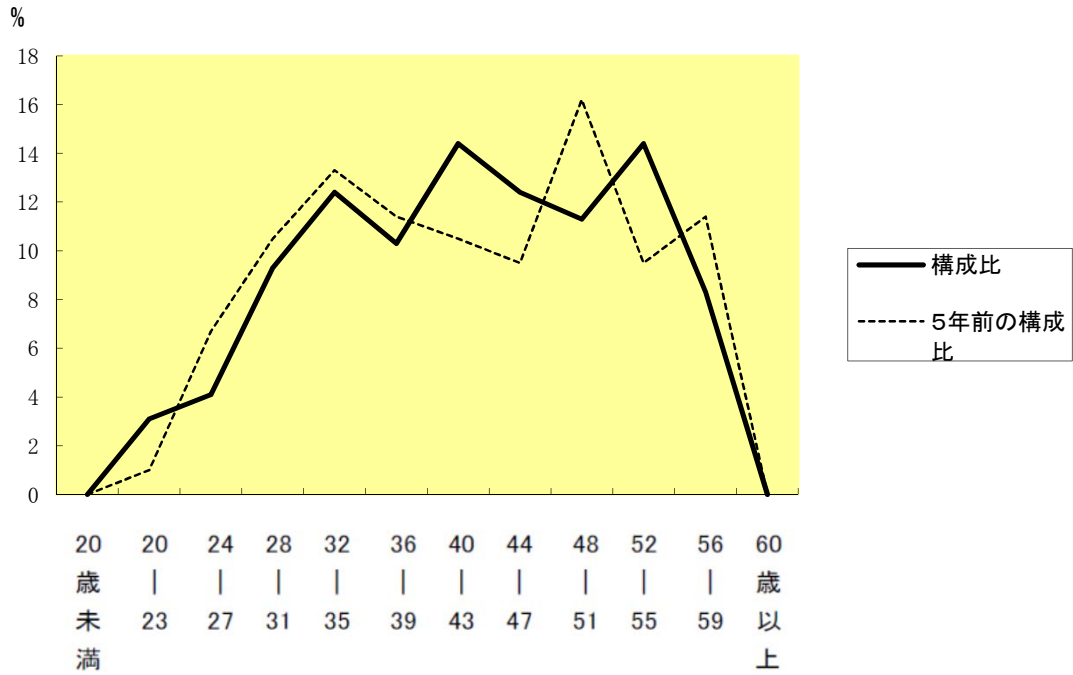
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成24年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	21	22	1	新事業に向けた増員
		税 務	8	8	0	
		農 林	7	7	0	
		商 工	3	3	0	
		土 木	7	7	0	
		民 生	19	19	0	
		衛 生	4	4	0	
	計	71	72	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 98.40 (人)	
	教 育 部 門	20	20	0		
小 計	91	92	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 120.64 (人)		
公 営 会 企 業 部 等 門	そ の 他	7	6	△1	国保関係事務の統廃合に係る減員	
	小 計	7	6	△1		
合 計		98	98	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.32 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	4人	9人	12人	10人	14人	12人	11人	14人	8人	0人	97人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	79	77	76	75	71	72	△7 (△8.86%)
教育	21	21	20	21	20	20	△1 (△4.76%)
普通会計	100	98	96	96	91	92	△8 (△8.00%)
公営企業等会計	6	6	6	6	7	6	
総合計	106	104	102	102	98	98	△8 (△7.55%)